

広島県選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和四年六月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 項 事	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	医療法人社団 島谷病院	福山市新涯町二丁目5番8号	名称	医療法人信英会 島谷病院